

令和元年 11 月 25 日

趣旨（※該当する全てにチェック）

- 各種資料や情報提供
イベント・会議等の案内
その他（ ）

発表事項	空き家に関する相談に、ワンストップでの対応窓口を開設
内 容	<p>桜井市では、空き家の流通・解体・登記手続き等に関わる7つの専門家団体と「空き家の流通促進に関する関係協定」を締結し、空き家に関する総合的な相談と、各専門事業者への相談をワンストップで行うことができる相談窓口を設置しています。</p> <p>これは、市が委託する「NPO 法人空き家コンシェルジュ」が窓口となり、専門の相談員が空き家に関する総合的な相談への対応や、相談内容に応じて協力が必要な専門事業者への橋渡しを行っているものです。</p> <p>《協定締結団体一覧》</p> <p>(公社) 奈良県不動産鑑定士協会、(公社) 奈良県宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産業協会奈良県本部、(一社) 奈良県解体工事業協会 (一社) 奈良県建築士会、奈良県司法書士会、奈良県建築協同組合</p> <p>この相談窓口（空き家コンシェルジュの事務所）が12月2日（月）から桜井市にも設置されます。</p> <p>《空き家コンシェルジュ桜井事務所（12月2日開設）》</p> <p>所在地：桜井市大字粟殿 1029-5 吉本ビル 2 階 電話番号：0744-45-5210 受付時間：9時～17時（土日祝日・年末年始は休み） ※ 水曜日は事前予約制 （電話相談は橿原事務所 0744-35-6211 で対応）</p>
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載（ 月 日掲載予定）
問い合わせ先	担 当 課 市民生活部 市民協働課
	取 材 対 応 者 市民協働課
	問 い 合 わ せ 窓 口 市民協働課空き家対策係（0744-42-9111 内線 537）
そ の 他	（参考）NPO 法人空き家コンシェルジュ公式ホームページ http://akiyaconciierge.com/